

訪問看護ステーション重要事項説明書(介護保険)

令和 7年 10月 1日 現在

1 当時業者が提供するサービスについての相談窓口及び提供責任者

氏名 吉田 翠(よしだ みどり)
連絡先 0476-85-5527(9時～17時まで)

2 訪問看護ステーションつむぎ の概要

(1) 提供できるサービスの種類と提供地域

事業所名	訪問看護ステーションつむぎ
所在地	千葉県富里市日吉台1-1-1 成田富里徳洲会病院内1階
介護保険指定番号	訪問看護 (1264890026)
サービス提供地域	富里市・成田市・八街市

※上記以外でご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名	-	管理業務 訪問看護業務	1名
看護師等	看護師	1名	2名	訪問看護業務	3名
	理学療法士	-	-	訪問リハビリ業務	-
	作業療法士	-	-		-
他の職員	事務員	1名	-	事務作業	1名

(3) サービス提供時間帯

平日(月～土)8時30分 ～ 17時00分
休業日 日・祝祭日・年末年始(12月31日 ～ 1月3日)

3 サービス内容

病状観察(健康チェック)、清拭・洗髪・部分浴等の清潔援助、入浴介助、移動動作介助(屋外歩行訓練などを含む)、食事介助、排泄介助、褥瘡の予防及び処置、傷の処置、医療機器管理(ストーマケアや各種カテーテル管理等)、点滴管理、リハビリテーション、介護・療養相談 など
病院への受診介助・移送業務は行いません。居宅内のサービス提供が基本になりますのでそれ以外は、実費訪問で相談は受けします。ただし業務上、お断りすることもありますのでご了解願います。

4 記録物の開示

サービスの提供記録の開示を求める場合は下記の手続きが必要となります。

(1) 記録手等の開示を求めることができる方

- ① 利用者が成人で判断能力がある場合は利用者本人
- ② 利用者に法定代理人がある場合は法定代理人(弁護士等)ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては、本人のみの請求を認めます。
- ③ 契約に関する代理権が付与されている任意後見人及びこれに準ずる縁故者
- ④ 利用者本人から代理権を与えられた親族
- ⑤ 利用者の法手相続人

(2) 記録等の開示を求める手続き

- ① 記録等の開示を求める場合は、事業者宛に申請者により申請し、その際申請者本人を確認出来る物(免許証等)の提示をお願いします。
- ② 前項の申し立てを受けた場合は、速やかに記録等の開示をするか否かを決定し申請者に通知します。

(3) この記録等の開示は、日常の訪問看護サービスの中で起きる情報の提供を目的としておりますので、裁判問題を前提とする場合はこの項目は範囲外であり適応されません。

5 利用料金

基本料金

介護保険サービス費に対し、地域加算(1単位＝10.21円)が乗じられます。

利用料

別紙参照

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※ 夜間早朝・深夜に訪問した場合は、加算単位数での請求となります。ただし、緊急時訪問看護加算を算定している場合の1回目の緊急訪問(月の初回)に関しては、通常の料金となります。

サービス提供地域外の場合

10km以上 …… 300円

キャンセル料

キャンセル料は必要ありません、できるだけ早めのご連絡をお願いします。

その他

- ① ご利用者様宅で、看護を提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者様のご負担になります。
- ② 料金の支払い方法
銀行からの引き落としとなります。毎月10日前後に請求書が郵送されますので振替日の前日までに、口座にご用意下さい。三井住友銀行 毎月26日 ※土・日・祝祭日の場合は翌営業日となります。
領収書は翌月の請求書と一緒に郵送となります。領収書は再発行できませんので大切に保管して下さい。また、紛失等により必要時には【領収証明書】の発行となり、1ヶ月分を1枚とし、2,000円(税別)の文書代が必要となります。

6 サービスの利用方法

サービス利用の開始

- ① 主治医から「訪問看護指示書」の交付を受け、ご利用者様のご自宅へ伺い、訪問看護の内容を説明を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- ③ 医師の指示書による情報とご利用者様のご希望により、利用回数や看護内容を話し合いにより決定し、訪問看護契約をいたします。

サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせ下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。尚、訪問看護の継続が必要不可欠の場合、他の事業所を紹介させていただきます。
- ③ 自動終了
以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ※ 介護保険施設に入所した場合
 - ※ 介護保険給付で、要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合、条件を変更し、医療保険での訪問看護の給付が可能です。
 - ※ ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 - ※ 当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当ステーションが破産した場合、文書で解約することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ※ サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又は、ご利用者様やご家族様などが当事業所のサービス提供看護師等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

7 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

運営方針

医療法人として、看護の専門性を生かして地域に貢献し、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活ができるよう支援していきます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとします。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中及び居宅療養中に容態の変化があった場合は、主治医と連絡をとり、指示にもとづいて必要な処置を行います。また、事前の打ち合わせにより、親族、居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

9 サービス内容に関する苦情
当事業所の相談・要望・苦情担当

担当 吉田 翠 電話 0476-85-5527

苦情申し立て窓口

● 各保険者の相談窓口

富里市役所： 富里市役所 介護保険班 :0476-93-4980

成田市役所： 成田市役所 介護保険課 :0476-20-1545

八街市役所： 八街市役所 高齢者福祉課:043-443-1491

● 国民健康保険団体連合

千葉県国保連 苦情処理係: 043-254-7428

訪問看護の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業所名	住所	〒286-0201 千葉県富里市日吉台1-1-1 成田富里徳洲会病院内1階
	名称	医療法人徳洲会 訪問看護ステーションつむぎ
	説明者	管理者 吉田 翠 印

私は、訪問看護契約書及び本書面により、事業者から訪問看護の提供について、重要な事項の説明を受け同意いたしました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印